

9. 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51
税 率 等		(創設) 税率 1 キロリットル 6,000円 (交付金) 指定市に対して10 分の9に相当する 額を道路面積等に あん分して交付	税率 1 キロリットル 8,000円	税率 1 キロリットル 10,400円	税率 1 キロリットル 12,500円	税率 1 キロリットル 15,000円	税率 1 キロリットル 19,500円 (2年度間の暫定 税率)

10. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	33	38	41
税 率 等	附加価値税が 創設され、実 施は昭和27年 1月1日から とされた。 漁業権税 賃貸料の10 %	附加価値税の 実施は昭和28 年1月1日か らと延期され た。 漁業権税は廃 止された。 狩猟者税の税 率が改正され た。	附加価値税の 実施は昭和29 年1月1日か らと延期され た。 狩猟者税の税 率が改正され た。	附加価値税は 廃止された。	大規模償却資 産に対する固 定資産税の特 例が創設され た。	狩猟者税の税 率が改正され た。	狩猟免許税と 目的税である 入猟税が創設 され、これに 伴って狩猟者 税は廃止され た。	(鉱区税) 石油又は天然 ガスの鉱区に 係る税率が現 行(試掘90円、 採掘180円)の 3分の2に引 き下げられ た。

年度 項目	58	60	63
税 率 等	鉱区税，狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の1.1倍程度に改正された。 (鉱区税) 1. 砂鉱を目的としな い鉱業権の鉱区 2. 砂鉱を目的とする 鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積 100アールごとに 年額 200円 採掘鉱区 面積 100アールごとに 年額 400円 河床に存 するもの 延長 1,000メートルごとに 年額 600円 河床でな いもの 面積 100アールごとに 年額 200円 など (狩猟者登録税及び入猟税) 1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者 の登録を受ける者 (狩) 10,000円又は 4,500円 (入) 6,500円 2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を 受ける者 (狩) 3,300円 (入) 2,200円 など 自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。	自動車取得税の 暫定措置がさら に3年度間延長 された。	自動車取得税の 暫定措置がさら に5年度間延長 された。

53	54	58	60	63	平成5年度	10	15
暫定税率が2年度間延長された。	税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の暫定税率)	暫定税率が2年度間延長された。	暫定税率が3年度間延長された。	暫定税率が5年度間延長された。	暫定税率が平成5年11月30日まで延長され、平成5年12月1日から平成10年3月31日までの間適用する暫定税率が1キロリットル当たり32,100円とされた。	暫定税率が5年度間延長された。	暫定税率が5年度間延長された。

43	44	46	49	51	52	53	54	55
自動車取得税(目的税)が創設され、法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。 税率 3% 免税点 10万円 (交付金) 市町村に対して10分の7を交付(指定市に対しては一定額を加算)	自動車取得税の免税点 15万円	狩猟免許税の税率が改正された。 入猟税の税率が改正された。	自動車取得税の税率 自家用自動車で軽自動車以外のもの 5% 自動車取得税の免税点 30万円 (2年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置が2年度間延長された。	鉦区税、狩猟免許税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の2倍に改正された。	自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。

平成2年度	5	10	14	15	16 (改正案による)
自動車取得税の免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、甲種狩猟免許が網・わな猟免許に、乙種狩猟免許が第一種銃猟免許に、丙種狩猟免許が第二種銃猟免許に改正された。 (平成15年4月16日施行)	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止される。 1. 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など